

諮問日：平成28年8月24日（平成28年度（情）諮問第10号）

答申日：平成28年12月2日（平成28年度（情）答申第16号）

件名：民事交通事件の専門部が情報交換を行った際に、神戸地方裁判所が作成し、
又は取得した文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「交通の分野において、大阪地裁を中心とし、京都、神戸等の裁判所の専門部が平成27年度に集まり、情報交換を行った際に、神戸地裁が作成し、又は取得した文書（情報交換に際しての配付資料を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示申出に対し、神戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、次の文書1から文書5（以下、これらをまとめて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、これらを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

文書1 平成27年6月12日付け大阪地方裁判所長書簡

文書2 京都、神戸、大阪各地裁民事交通損害賠償事件担当裁判官協議会の出席者について（6月12日付け書簡に対する報告）

文書3 平成27年9月15日付け大阪地方裁判所長書簡

文書4 大阪高裁裁判官と管内各地裁民事交通事件担当裁判官との懇談会の出席者について（9月15日付け書簡に対する報告）

文書5 「大阪高裁裁判官と管内各地裁民事交通事件担当裁判官との懇談会」の開催要領について（送付）

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年7月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱

記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成27年9月28日開催の「京都、神戸、大阪各地裁民事交通損害賠償事件担当裁判官協議会」（以下「本件協議会」という。）における配付資料及び同年12月3日開催の「大阪高裁裁判官と管内各地裁民事交通事件担当裁判官との懇談会」（以下「本件懇談会」という。）における配付資料が存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件対象文書を対象文書として特定して開示したが、当該判断は相当である。

2 理由

原判断においては、本件開示申出文書として、本件協議会に関する文書（文書1及び2）及び本件懇談会に関する文書（文書3から5まで）を保有していたことから、これらを開示する旨の判断をした。

苦情申出人は、これらの会合の配布資料が存在するはずであると主張するが、神戸地方裁判所において、事務局を探索し、併せて民事部及び民事訟廷を探索した結果、いずれの会合の配布資料についても、司法行政文書として取得し、組織的に用いるものとして保存している文書は存在しなかったとのことである。

これらの会合は、民事交通事件の担当裁判官が出席して、民事交通事件の処理等の民事裁判事務の在り方等について協議することを目的とする会合であることからすると、神戸地方裁判所としては、出席者を定めるに当たって、会合の開催日時、場所及び開催目的を把握すれば、その事務処理上足りるのであって、協議内容等を把握する必要はないことからすれば、配布資料を事前にも事後的にも取得する必要はないと考えられることから、上記のとおり神戸地方裁

判所に配布資料が司法行政文書として存在しないことは合理的である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年8月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 最高裁判所事務総長から資料（本件対象文書）
を收受
- ④ 同月30日 審議
- ⑤ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、本件対象文書のほかに、本件協議会及び本件懇談会の配布資料が存在するはずであると主張する。

これに対し、神戸地方裁判所においては、事務局、民事部及び民事訟廷を探索したが、いずれの会合の配布資料についても、司法行政文書として取得し、組織的に用いるものとして保存している文書は存在しなかったとのことであるが、この探索方法が不合理であるとするような事情はうかがわれない。

また、最高裁判所事務総長の説明及び本件対象文書の見分の結果を併せると、本件協議会は、京都地方裁判所、神戸地方裁判所及び大阪地方裁判所の民事交通損害賠償事件担当裁判官が出席して、本件懇談会は、大阪高等裁判所管内の地方裁判所の民事交通事件担当裁判官が出席して、いずれも民事交通事件に関する裁判事務の在り方等について協議することを目的とする会合であると認められるから、その配布資料が存在したとしても、その内容は裁判事務に関するものであると推察され、神戸地方裁判所の事務局において司法行政文書として保有する必要のあるものではないと考えられる。この点について、委員会庶務に調査させたところ、これらの会合の配布資料については、主催する大阪地方裁判所の裁判官から、他の裁判所の出席裁判官に宛てて直接送付されたとのこ

とであり、上記のとおりこれらの会合の性質に照らせば、そのような手続が踏まれたことも合理的といえる。

そうすると、神戸地方裁判所においては、本件協議会及び本件懇談会の配布資料を司法行政文書として保有していないものと認められる。

2 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出文書を本件対象文書と特定した上で、これを開示した原判断については、神戸地方裁判所において本件対象文書以外の本件開示申出文書を保有していないものと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人